

大阪林業土木協会定時総会

林土連専務理事 祝辞

大阪林業土木協会の定時総会に当たりまして、林土連を代表し、一言お祝いを申し上げます。

本日は、大阪協会の平成27年度定時総会が盛会に開催されますことをお祝い申し上げます。また、大阪協会の皆様には常日頃から、林土連の運営にご協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

2月には林野庁において、また本日は森林管理局におきまして、平成26年度の治山・林道工事コンクールの表彰式がありました。また、林土連の総会では永年の貢献に対する林野庁長官感謝状や、林土連会長賞の授与式もございました。栄えある各賞を受賞されました皆様に、心からお祝いを申し上げますとともに、今後の益々のご活躍をご期待申し上げます。併せて、厳しい自然条件の中で立派な仕事を成し遂げ、受賞されました現場責任者の皆様に敬意とお祝いを申し上げます。

さて、せつかくの機会ですので、林土連の最近の情勢など含め、ご挨拶させていただきたいと思えます。

先ず、林土連も要請行動を行うなど力を入れて参りました予算についてですが、既にご承知のとおり、平成27年度の公共事業予算につきましては対前年度同額と、安定的な予算の確保という点で配慮をさせていただいたところですが、一方で、平成26年度補正予算につきましては、公共事業予算全体が押さえられる中で、林野公共事業につきましても大変厳しい姿となりました。

平成27年度の実行予算は、この補正予算と27年度予算を合わせたものとなりますが、貴重な予算を余すことなくしっかりと使い切ることが大切であると考えています。

そのためにも、利益の確保ができないと全国的に入札不調等の課題の多い「林業専用道」につきまして、会員の誰もが喜んで受注していただけるような姿にすることが、緊急な課題であると認識し、昨春秋に協力いただいた実態調査結果を基に、林野庁

に改善の働きかけを行ってきたところでもあります。

この件につきましても、林野庁でも真剣に対応策を検討し、林業専用道の新設工事の発注に関し、すぐに対応できるものは平成26年度補正予算の事業発注から対応するよう、2月に森林管理局に対応策を示しています。また、林業専用道の規格等を定めた「林業専用道作設指針」について、現場の状況に応じて柔軟に対応出来ることとした運用に関する新たな通知を3月下旬に林野庁から森林管理局に出しています。

これらの対応策を森林管理局段階で具体化していただくことが重要であり、既に新年度に入り2か月が経ち、対応していない局には早急に具体化していただくよう林野庁に申し入れをしているところです。適正な利潤が確保できる姿で林業専用道の発注がなされ、我々受注者側も安心して受注できることが極めて重要と考えているところです。

次に、昨年は、1月に奈良事案が発生し、これまで築いてきた発注者との信頼関係が揺らぐ結果となりました。再発防止と信頼の回復を図るため、大阪協会にはいち早く外部委員を含むコンプライアンス委員会を設置していただき、講習会等の取り組みをしていただいたところでもあります。昨年は、林土連や各協会においてもコンプライアンス委員会を設置するなど、数々の取り組みを開始した一年となりました。

私どもは、公共事業を受注する企業、団体であるとの認識の下、国民並びに発注者の皆様から信頼が得られる努力を重ねて参りたいと思っておりますので、引き続き、取り組みをお願いいたします。

さて、皆様もご存知のとおり、昨年5月の国会で「担い手3法」が成立し、建設業界に大きな期待を与えてくれました。中でも「公共工事品確法」の改正では、公共工事の品質の確保と、中長期的な視野での担い手の確保・育成を明記し、その実現のため、適正な利潤が確保できるような予定価格の設定、適切な工期設定、適切な設計変更、ダンピング受注の防止措置などを「発注者の責務」として定めました。

この責務を具体化する発注者の共通ルールである「運用指針」がこの4月から施行されました。林野公共事業についても、当然にこの運用指針が適用となります。森林管理署の発注担当者まで

「発注者の責務」と「運用指針」が周知・徹底されるよう、林野庁に要請してきています。

また、同時に法律では「受注者の責務」も定めています。技術者、技能労働者の育成・確保や、労働条件、労働環境の改善、社会保険等への加入の徹底等の受注者の責務について、受注者側も守るべきものは守って行くと言う姿勢を忘れてはならないと考えているところです。

最後の話題となりますが、昨年は広島市などでたいへん大きな山地災害がありました。全国各地でも台風等による山地災害や、火山の噴火や地震による災害が発生し、多くの方々が被災されました。

広島県の災害では災害発生時の土砂の片付け、ライフラインの回復をはじめ、その後の災害復旧工事の受注などで、会員の皆様にはたいへんご協力をいただいています。心から感謝を申し上げます。

毎年、このような災害が日本各地を襲うようになり、地域の安全・安心を守る上で、災害対応官庁である林野庁関係機関と、林業土木協会との協力、連携が、これまで以上に必要な段階を迎えていると感じています。災害発生時に役所のパートナーとして機動的に対応し、役所を支援していくためには、役所と協会の意思疎通が極めて重要であります。

森林管理局・署には災害対応官庁として、地域住民の安全・安心の確保を図る使命があります。災害復旧工事を迅速に、スムーズに実行していく責任があります。その実行段階で我々協会員はこれまで手となり、足となって役所を支えてきました。今後も、蓄積された技術と経験をもって、役所を支援して行くという姿勢を堅持して参りたいと思っておりますので会員の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

終わりととなりますが、7月1日からは全国安全週間も始まり、大阪協会の皆様は新年度事業での安全作業の徹底をお願いします。併せて、大阪協会の名様の益々のご繁栄、ご健勝をご祈念申し上げます、お祝いのご挨拶いたします。